



414
A2801



第一條

國ノ一方カ其領地内ニ於テ現時諸外國ノ施行スル裁判管轄
權ヲ廢止スルトキハ他ノ一方カ該領地内ニ於テ該時施行スル裁判
管轄權モ亦廢止セラルヘシ然ル上ハ其國臣民ハ全ク在留國ノ法律
規則ニ服從シ各般ノ事項ニ於テ該國政府及官廳ノ管轄ヲ受ク
ヘシ且裁判所ニ於テ其權利ヲ伸張シ及防護スルコトニ就テハ内國臣
民カ享有ス所ノ一切ノ權利及特權ヲ享有スヘシ

第二條

現行兩國海關稅則ハ本統約ノ實行ト同時ニ之ヲ廢止シ尔後ハ兩
國政府ニ於テ適宜海關稅則ヲ定ムルコトヲ得ヘシ但シ何レノ場合ト
モ兩締盟國ノ一方ハ他方ノ領地内ノ生産若クハ製造ニ係ル物品
ノ輸入ニ對シ各外國ノ同種ノ生産物又ハ製造品ニ對シ同様ノ場合
ニ於テ現ニ課シ又ハ将来課スルコトアルヘキモノヨリ多額ナルカ又ハ之



異ナル税金ヲ課スヘカラス且自國領地内ノ生産若クハ製造ニ係ル物
品ヲ他方ノ領地ヘ向ケ輸出スルトキニ當リ各外國ヘ同種ノ物品ヲ輸出
スルトキ現ニ課シ又ハ将来課スルフトアルヘキモノヨリ多額ナルカス
之ト異ナル税金ヲ課スヘカラス

第三條

本統約實行ノ日ヨリ以降現今日本ニ於テ清國船舶ニ對シ課スル
所ノ入出港手数料先ニ清國ニ於テ日本國船舶ニ對シ課スル所ノ噸稅
ハ之ヲ廢止シ兩國政府ハ各其適當ト認ムル所ノ噸稅又ハ燈稅ヲ
他方ノ臣民ノ所有ニ係ル船舶ヨリ徵收スルコトヲ得ヘシ但シ兩締盟
國ノ一方ハ他方ノ船舶ニ對シ同様ノ場合ニ於テ各外國ノ船舶ニ對
シ現ニ課シ又ハ将来課スルコトアルヘキモノヨリ多額ナルカス又ハ之ト異ナル
噸稅及燈稅ヲ課スルコトナカルヘシ

第四條

兩締盟國ノ一方ノ生産若クハ製造ニ係ル物品ヲ他方ノ領地内ニ輸入スル
ニ當リ其何レノ地ヨリ到着スルヲ論セス各外國ノ生産若クハ製造ニ
係ル同種ノ物品ノ輸入ヲモ均シク禁止スル場合ニアラサレハ其輸入ヲ禁止
スヘカラス但シ兩締盟國ハ健康若クハ公安ニ有害ナリト思量スル所ノ各
種ノ物品ノ輸入ヲ制限シ又ハ禁止スルノ權ヲ有スヘシ
前項ノ規定ハ兩締盟國ノ一方ヨリ他方ノ領地ヘ向ケ各種ノ物品ヲ輸出
スル場合ニモ同様適用スヘシ

第五條

兩國政府ハ船舶ノ出入及物品若クハ商品ノ輸出入ニ係ル規則並ニ其
必要ト認ムル所ノ密商取締ノ方法並ニ以上諸規則ノ違反ニ對スル罰
則ヲ適宜ニ設定スルノ權ヲ有スヘシ但シ兩締盟國ハ以上ノ事項ニ關シ
他方ノ臣民及其船舶ニ對シ各外國ノ臣民及船舶ニ現ニ付與シ又ハ

將來付與スルコトナカルヘシ

本統約第一條ニ依リ兩締盟國ノ一方カ他方ノ領地内ニ於テ施行スル所ノ
裁判管轄權ヲ廢止スル迄ノ間ハ其領事ニ於テ本條第一項ニ掲ケル諸
罰則ヲ施行スヘシ

第六條

兩締盟國ノ一方ノ生産物若クハ製造品ニシテ他方ノ海關ニ於テ正當ニ
納税ヲ了シタルモノヲ該國ノ内地ニ輸送スルトキハ該物品ニ對シ内地ニ於
テ課セラルヘキ諸税金ハ各外國ノ同種ノ物品ニ對シ現ニ課セラレ又ハ將來
課セラルヘキアルヘキモノヨリ多額ナルカ又ハ之ト異ナルヲナカルヘシ

第七條

現行兩國間修好條規先通商章程中本統約ノ規約ト抵觸シ又ハ
本統約中未來ノ事ニ係ル規定ニ因リ將來之ト撞着スル條款ハ右抵
觸又ハ撞着ノ起リタル日ヨリ廢止セラレタルモノト見做サルヘシ

第八條

本統約ハ成ルヘク速ニ之ヲ批准シ北京ニ於テ批准書ヲ交換スヘシ
本統約ハ明治二十三年二月十一日ヨリ之ヲ實行シ此統約ノ付屬スル
修好條規ノ有効ナル間効力ヲ有スルモノトス但シ兩國政府ノ一方ニ於
テ本統約ヲ改正スルトキハ何時ニテモ右改正ノ要求ヲ為

スルヲ得ヘシ

